

# クロスボーダーで行われる資産と人の流れに対応する 海外資産運用と戦略の巻

## 第3回

### — 国際相続は“相続税”だけでは終わらない

GEPAS inc. 代表  
Kiyomi Kindaichi

#### はじめに

近年、税理士実務において「国際相続」に関する相談が増加してきている。

背景には、富裕層だけでなく一般層においても、海外不動産、海外証券、海外口座、外国籍配偶者、海外居住子女など、「相続に海外要素が入るケース」が珍しくなくなったことがある。特に最近では、子が海外居住、親が日本居住という構造も増えており、被相続人は日本人で財産も日本中心であるにもかかわらず、相続人の一部が海外居住者であるため、手続きや税務が複雑化するケースが増加している。ほかにも海外の叔父・叔母から突然、日本の甥・姪に財産が分配されてくることも珍しくなくなった。

もっとも、ここで重要なのは、「国際相続」は「相続税」ではないという点に注目する。税理士側としては、相続税申告を考えるのが中心になるのだが、実際の現場では、どの国の法律が適用されるのか、他国での申告義務や、そもそも誰が相続人になるのか、海外財産をどう把握するのか、日本の遺産分割協議が海外で通用するのかなど、相続税で前に進めなくなることも多い。そのうえ、相続税を払っても海外の財産が動かないといった法務・送金・現地手続の問題が先に顕在化することが少なくない。

特に税理士が留意すべきなのは、「日本の相続実務の感覚」が海外では通用しない場面が多いことである。戸籍制度が存在しない国もあれば、遺留分制度が全く異なる国もある。日本では当然に作成している遺産分割協議書が、そのままでは現地で通用しないことも珍しくない。もっともこの遺産分割協議書は日本の民法に準拠しているが、他国ではその地域の私法（準拠法）が優先されることが一因となっている。

国際相続では、税務だけで完結する案件はむしろ少数である。国際相続が始まると税理士側には税務処理だけではなく、法務・海外実務・専門家連携を含めた「交通整理役」としての視点が求められるのである。

本稿では、国際相続の全体像を整理したうえで、実務で頻発する事故ポイント、他国における税務と法務の違いがあること、そして税理士に求められる専門家連携について整理したい。

#### まず確認すべき「3つの要素」とその先にある課題

国際相続案件では、最初に次の3点を確認する必要がある。

1. 被相続人の国籍・居住地
2. 相続人の国籍・居住地
3. 財産所在地

という立法上のズレが発生する。

例えば、税務上は「相続財産」として申告しているが、現地法上は名義変更できないケースがある。あるいは、遺産分割が成立している前提で相続税申告を進めたものの、海外側で紛争化し結果的に前提が崩れることもある。国際相続では、「税務だけ先行する」ことの危険性を意識しなければならない。

#### 海外財産が入ると実務が複雑化する理由

海外財産が絡む相続では、前記のように、①日本の相続税、②海外側の法務手続、③海外側の税務、④実際の財産移転の対応が平行して流れる。

国内案件ではこれらが比較的一体で進むのが通例である。しかし国際案件では、それぞれが別々に動く。

例えば、台湾や韓国のようにプロバートがない国では日本の相続税が完了しても、名義変更未了にて海外送金だけ止まり、現地で別途税金が発生ということが普通に起こる。

つまり、国際相続では「税務の完了」と「実務の完了」が一致しないことが国内相続との最大の違いともいえる（次ページ図1）。

国際相続では、この3つの要素では日本納税義務者とその範囲が確定され、実務的には相続税の準備に入ることが可能になる。しかし、ここで海外の準拠法が重なることであらためて問題が顕在化されることになる。

例えば、

- \* 被相続人 ↓ 日本居住
- \* 相続人 ↓ 米国居住
- \* 財産 ↓ 日本不動産 + 米国口座 + 米国不動産

というケースでは、

- ▽ 日本民法上の相続
- ▽ 米国でのプロバート (Probate、検認裁判)
- ▽ 日本の相続税申告
- ▽ 米国側の報告・課税
- ▽ 日本への送金手続き

が並行して走る可能性がある。

ここで税理士側が陥りやすいのは、「日本の相続税申告」を中心に組み立ててしまうことにあるといえる。実際には、相続人と納税義務者を確定し、日米の遺言書の有効性と、プロバートにおける米国弁護士とのやりとりを行う。この期間が10カ月を過ぎる場合は、先に日本の相続税の納税資金を用意する必要がある。ただし、実際のところ納税期限にはほぼ間に合わないため、期限後申告になることも視野に入れる必要

がある。もちろん修正申告で2度申告をすることを検討することもできるが、時間と費用の兼ね合いが生じてくる。そして、現地での名義変更や海外口座からの日本への送金可能性などといった法務・財産清算の実務点のほうに先に問題化することがある。そのため、国際相続では「税務の前に構造確認」が必要となる。

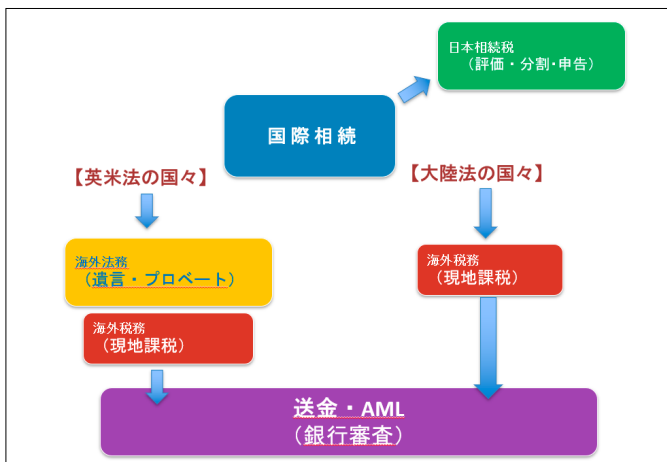
#### 税務と法務は別世界で動く

国際相続で税理士が最も戸惑うのは、「税務と法務が一致しない」点である。国内相続では、「民法上の相続人」と「遺産分割」「相続税申告」が比較的同じ世界観で動いている。しかし国際相続では、日本の有効な遺言であっても現地では有効に執行できないということが普通に起こる。

例えば、日本の公正証書遺言があっても、米国の州法上は別途プロバートが必要になるケースがある。逆に、海外で作成された遺言が、日本では形式不備と判断されることもある。また、日本では「法定相続分」という概念が強いが、国によっては配偶者保護が極端に強かったり、逆に遺言自由の原則が強かったりする。いわゆる、

- ▽ 税務は日本居住者として全世界課税
- ▽ しかし法務は海外私法で動く

図1 国際相続は「税務」だけでは終わらない



実務でどこが事故るのであろうか

次に代表的な、問題の核心となるいくつかの内容を列挙している。

- \* 現地裁判所手続
- \* Grant of Probate
- \* Letters of Administration
- \* 現地弁護士関与

相続税がない国だから安心が一番危ない

国際相続では、「その国に相続税があるかどうか」ばかりに意識が向きやすい。しかし実務上は、むしろ相続手続そのものが重い国のほうが問題になることがある。

典型例として挙げるのが、身近なシンガポール、香港、オーストラリア、最近移住先として人気のマレーシアなどもその国々にあたる。これらの国では一般的な相続税はないものの、税負担以上に問題となるのが、いわゆるプロベートである。「税金がないなら簡単」と誤解されやすいが、プロベートがある。これは裁判所による遺言検認・遺産管理手続であり、相続人は、被相続人死亡後、裁判所を通じて正式な相続手続を進める必要がある（※ただし簡易プロベートなど事前対策をしておく回避できる場合がある）。

海外財産そのものを把握できない

次に問題になるポイントはここである。国内相続では、固定資産税通知、通帳や証券会社などから財産を追いやすい。しかし海外財産は、

- \* 海外ネット証券
- \* 海外銀行アプリ
- \* 海外暗号資産取引所
- \* 外貨建保険

など、日本の家族が存在を把握していないことも多く、申告漏れを起こすことがよくある。特に最近増えているのが、海外居住経験のある被相続人である。例えば、外国赴任によってシンガポールで勤務し、または香港で法人役員などの経験がある場合は本人しか把握していない海外口座が残っているケースがある。税理士が「国内財産だけ」を前提に進めると、

海外口座が動かない

実務上、最もストレスになるのがここである。日本では、相続人全員の合意と戸籍がそろえば、比較的預金解約は進むが、海外銀行では、日本の戸籍が理解されないと、遺産分割協議書が有効ではない国がほとんどであり、英訳・Notary（公証）が必要ということがある。

海外不動産の名義変更が止まる

さらに近年は、AML（マネーロンダリング規制）が強化されており、送金そのものが止まることもある。その結果、相続税は払ったが財産は日本に戻せないというケースも発生する。税理士としては、「納税資金は本当に確保できるのか」という視点が必要となる。

海外不動産も同様といえる。日本では相続登記という概念が一般化しているが、海外では、プロベートのある英米法の国々では裁判所が遺産を分配するので現地弁護士関与が前提となる。特に米国では州ごとに制度が異なり、「米国不動産」と一括りでは語れない。税理士が「相続税評価」を先に進めていても、そもそも現地で処分権限が確定していないことがある。

後から海外財産が発覚し修正申告になることは多々あるのである。そのため、初回ヒアリング段階で、

- \* 海外居住歴
- \* 海外勤務歴
- \* 外貨送金歴
- \* 海外証券利用歴

海外財産の評価と為替差益は想定外の負担

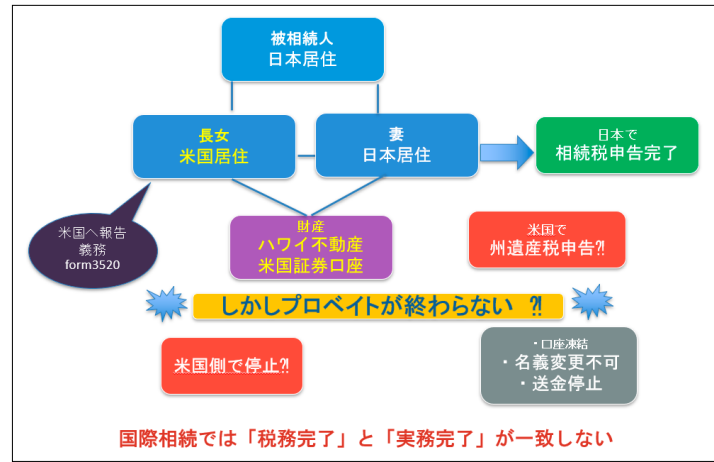
次に問題となるのが財産の評価である。国内財産であれば、路線価、固定資産税評価額、相場株価など一定の基準がある。しかし海外財産では、現地鑑定評価のほかに、現地不動産市況、為替換算と現地資料の解読などが絡む。

いわゆる海外不動産では、日本の固定資産税評価額に相当する制度がないため、現地鑑定士評価が必要となる。また英文契約を一から確認する必要もでてくるといったことがある。さらに、円換算の問題であるが、相続税評価は被相続人の死亡時点で評価するが、送金は送金時の円ベースで行う必要があるため、

- \* どの時点の為替を使うか
- \* どのTTMを採用するか

を整理しなければならない。特に円安局面では、

図3 「申告は終わったのに財産が動かない」ケース



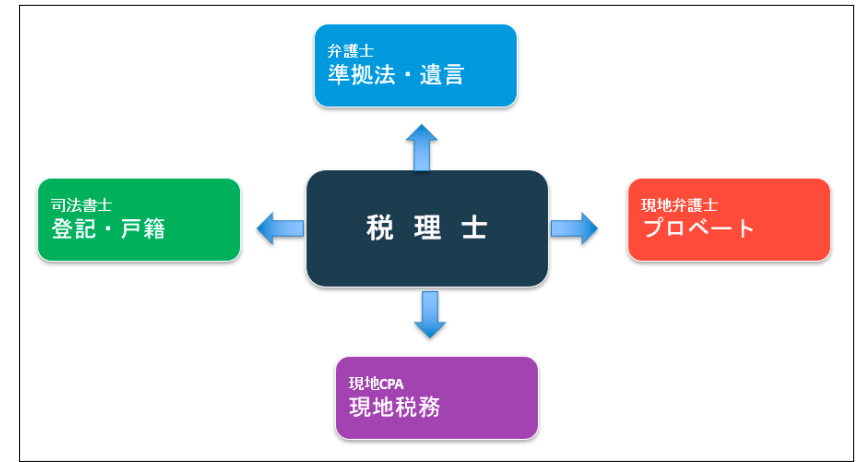
側の報告義務確認も必要となり、結果的に、税理士、日本弁護士、ハワイ現地弁護士、米国CPA、司法書士が関与する案件となった。このケースで重要だったのは、「税務だけで進めなかったこと」である。

もし日本の相続税申告だけを優先していた場合、後から海外側で手続停止が起こり、全体が混乱していた可能性が高い(図3)。

税理士は誰と連携すべきか

国際相続で一番注意しなければならないのは、「税理士だけで完結させようとする」と無理が

図2 依頼税理士が「交通整理役」となるケース



生じることである。実務上、最低限連携が必要になるのは次の専門家である。

弁護士

- ・ 準拠法を確認する
  - ・ 海外遺言を確認し日本の遺言書と整合させる
  - ・ 相続人確定
  - ・ 遺産分割紛争の対策 など
- 特に「どの法律が適用されるか」は、税理士単独判断は危険が伴うといえる。

司法書士

- ・ 全員の戸籍収集
  - ・ 相続関係説明図
  - ・ アポステイユの取得と合綴 など
- 国際相続では戸籍収集が複雑化しやすく、翻訳だけで終わらずアポステイユと認証が必要になるケースもあるため早期連携が重要となる。

現地弁護士・現地会計士

海外口座、海外不動産、現地税務が絡む場合、ここが極めて重要ともいえる。税理士が日本の感覚だけで説明すると、現地実務と異なる危険

おわりに

国際相続では、「相続税申告」は実務の一部にすぎない。むしろ実際の現場では、海外資産手続における法務を中心にする必要があり、財産把握の不足、送金手続き、現地専門家対応など、税務以外の論点のほうに先に問題化する。

- 税理士側に求められるのは、
  - \* 納税義務者の判定から始まり、
  - \* どこにリスクがあるか
  - \* どの専門家を入れるべきか
  - \* どの順番で進めるべきか
- を整理する「交通整理役」としての視点である。国内相続の延長線だけで考えると、国際相続は必ずどこかで止まってしまふ。だからこそ、「税務だけを見ない視点」がこれまで以上に求められているのではないだろうか。

がある。

例えば、現地で相続税があるかどうか、名義変更に必要なか、裁判所手続が必要かは、現地専門家でなければ判断することが難しいケースがあるからである。特に米国は州ごとに制度が異なるため、「米国相続」と一括りにすることはできないのである(図2)。

ケースで見る国際相続

次に具体的なケースを見てみる。

- \* 被相続人…日本居住
- \* 相続人…妻(日本居住)、長女(米国居住)
- \* 財産…日本預金 日本不動産 米国証券口座 ハワイ不動産

当初、相続人側は「日本で相続税申告すれば終わる」と考えていた。

しかし実際には、米国遺産税の州申告、米国証券口座が凍結、ハワイ不動産の名義変更も時間を要した。

また英文書類の要求、現地弁護士が関与し、また為替変動による評価変動なども発生した。さらに、長女が米国居住であった点である。日本では通常の遺産分割と考えていたが、米国

Kiyomi Kindaichi (金田一喜代美)

税理士・CFP・国際不動産投資コンサルタント(JARECO)、国際不動産カレッジ丸の内支部支部長。

中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、辻・本郷税理士法人にて国際資産税準備室長を経て国際税務にて独立をした。その後2024年10月には国際資産専門コンサルGEPAS inc.を設立。現在カチエル等で個人国際税務相談員に着任しながら世界各国の多くの個人・相続の国際実務経験を有する。的確な対応に顧客から高評価と篤い信頼を受ける。中央大学法学部卒、慶応義塾大学院商学研究科修了、シンガポール三田会、和橋会等会員。

